

# 介護老人保健施設ケアパーク江南

## 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人仁和会が開設する介護老人保健施設ケアパーク江南において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)(以下「当事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法及び、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
  - 7 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- |     |          |                                    |
|-----|----------|------------------------------------|
| (1) | 事業所名     | 介護老人保健施設 ケアパーク江南<br>通所リハビリテーション事業所 |
| (2) | 開設年月日    | 平成9年10月6日                          |
| (3) | 所在地      | 〒360-0114<br>埼玉県熊谷市江南中央2-7-8       |
| (4) | 電話番号     | 048-536-8880                       |
|     | FAX 番号   | 048-536-8890                       |
| (5) | 管理者名     | 石川 高明                              |
| (6) | 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (1154580015 号)            |

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりとする。

- |     |             |      |
|-----|-------------|------|
| (1) | 管理者         | 1人   |
| (2) | 医師          | 1人以上 |
| (3) | 介護職員        | 6人   |
| (4) | 理学療法士・作業療法士 | 2人以上 |
| (5) | 管理栄養士       | 1人   |
| (6) | 支援相談員       | 1人   |
| (7) | 事務職員        | 2人   |
| (8) | 運転手         | 5人   |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導・評価を行う。
- (5) 管理栄養士は、医師の指示に基づき、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、要介護認定更新の手続きを援助し、また関係機関及び市町村との連携をはかる。
- (7) 事務職員は、請求事務及び必要な事務を行う。
- (8) 運転手は、送迎業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- (2) 営業時間 午前10時から午後4時までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む)の利用定員数は、35人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあっては介護予防に資するよう、) 医師、理学療法士等のリハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法及びその他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、その他の費用等利用料を、別紙「利用者負担説明書」に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

熊谷市(旧妻沼町を除く)、深谷市(旧川本町のみ)、寄居町及び小川町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当施設の従業者または養護者(利用者の家族等高齢者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙  
原則として、飲酒及び喫煙はお断りさせていただきます。
- ・ 火気の取扱い  
危険物の持ち込みは一切禁止しております。
- ・ 設備・備品の利用  
施設の設備・備品等を故意に破損させた場合は、弁償させていただきます。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み  
持ち物には必ず名前を記入して下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理  
現金その他の貴重品は必要最低限でお願い致します。紛失等あった場合は施設

では責任を負いかねます。

- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は  
通所リハビリテーション利用時前後の受診をお願い致します。
- ・ 宗教活動・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 2 回
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 15 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 16 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 18 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人仁和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に一回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回以上、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように指導教育を徹底し、「利用者の個人情報の保護に関する誓約書」を取り交わすこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人仁和会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 13 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 1 年 12 月 21 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。